

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 3月 5日

【会社名】 株式会社新生銀行

【英訳名】 Shinsei Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 工藤 英之

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4番 3号

【電話番号】 03-6880-7000（代表）

【事務連絡者氏名】 グループ財務管理部セクションヘッド 平山 實

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4番 3号

【電話番号】 03-6880-7000（代表）

【事務連絡者氏名】 グループ財務管理部セクションヘッド 平山 實

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年 4月 6日
効力発生日	2020年 4月 14日
有効期限	2022年 4月 13日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
2 - 関東 1 - 1	2020年 7月 3日	60,000百万円	-	-
実績合計額（円）		60,000百万円 (60,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 240,000百万円
(240,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社新生銀行大阪支店
(大阪市北区小松原町2番4号)

株式会社新生銀行名古屋支店
(名古屋市中村区名駅三丁目28番12号)

株式会社新生銀行大宮支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1)

株式会社新生銀行柏支店
(千葉県柏市柏一丁目4番3号)

株式会社新生銀行横浜支店
(横浜市西区南幸一丁目1番1号)

株式会社新生銀行神戸支店
(神戸市中央区三宮町三丁目7番6号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社新生銀行第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.150％
利払日	毎年3月12日および9月12日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれを付し、2021年9月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月12日および9月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(4) 償還期日後は本社債には利息を付さない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2024年3月12日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2024年3月12日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年3月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2021年3月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当行が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当行はR&IからA-(シングルAマイナス)の信用格付を2021年3月5日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I: 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRから、A-(シングルAマイナス)の信用格付を2021年3月5日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当たり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR: 電話番号 03-3544-7013

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
 - (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。
3. 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。
当行が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
当行が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
当行が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当行以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。
当行が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
当行が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (2) 本項(1)号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当行はただちにその旨を公告する。
 - (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。
4. 社債管理者の不設置
- 本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
5. 社債権者に通知する場合の公告
- 本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。
6. 社債要項の公示
- 当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
7. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)10を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
 - (2) 本項(1)号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
8. 社債権者集会の招集
- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を当行に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

10．発行代理人および支払代理人
株式会社新生銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,400	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,800	
新生証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	2,200	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,600	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	46	9,954

(2)【手取金の使途】

本社債発行による上記差引手取概算額9,954百万円は、全額を2021年3月末までに当行が策定したサステナビリティファイナンス・フレームワークにおける適格クライテリア(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 サステナビリティファイナンス・フレームワークについて 1 調達資金の使途」に記載します。)を満たすプロジェクトのファイナンス又はリファイナンスに充当する予定であります。ただし、実際の充当期間までは、現金又は現金同等物、又は市場性のある証券にて管理します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当行は、本社債の発行を含むサステナビリティファイナンス等（下記「サステナビリティファイナンス・フレームワークについて 1 調達資金の使途」に定義します。）実施のために、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018年版」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020年版」（注2）、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018年版」（注3）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2020年版」（注4）、「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注5）及び「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」（注6）に則したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定し、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」（注7）において最上位評価である「SU1（F）」の評価を取得しております。

また、当該第三者評価に際し、JCRは、環境省の令和2年度「グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」（注8）の補助金交付対象となる旨の交付決定通知を受領しています。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018年版」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」といいます。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行にかかるガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020年版」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行にかかるガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注3）「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018年版」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行にかかるガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンド・ガイドライン」といいます。

（注4）「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2020年版」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びLoan Syndications & Trading Association（LSTA）により策定された環境分野に使途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注5）「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいいます。

（注6）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」とは、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等により2018年に策定されたグリーンローン原則及び2019年に策定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮し、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的に、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。

（注7）「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、評価対象である調達資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。

（注8）「グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、グリーンボンドの場合は調達した資金の全てが、サステナビリティボンドの場合は調達した資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものとなります。

（1）グリーンボンド等の発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの

脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

- ・脱炭素化効果：国内のCO2削減量 1 トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- ・地域活性化効果：地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券（実際は環境改善効果がない、又は調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する債券）」ではないこと

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当行は、サステナビリティファイナンス等の調達を目的として、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンド・ガイドラインが定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に適合する本フレームワークを以下のとおり策定しました。

1 調達資金の使途

本フレームワークに基づきサステナビリティファイナンス等（注9）で調達された資金は、以下に定める適格クライテリアのうち、グリーン分野・ソーシャル分野共通の適格クライテリアを満たし、かつグリーン分野の適格クライテリア又はソーシャル分野の適格クライテリアの1つ以上を満たすプロジェクト（以下「適格プロジェクト」といいます。）のファイナンス又はリファイナンスに充当します。

（注9）「サステナビリティファイナンス等」とは以下のファイナンスを総称していいます。

- ・グリーンファイナンス：グリーン分野の適格クライテリア（以下に定義します）のみを満たすプロジェクト（以下「グリーンプロジェクト」といいます。）のファイナンス又はリファイナンスへの充当を目的にグリーンボンド又はグリーンローンにより行う資金調達
- ・ソーシャルファイナンス：ソーシャル分野の適格クライテリア（以下に定義します）のみを満たすプロジェクト（以下「ソーシャルプロジェクト」といいます。）のファイナンス又はリファイナンスへの充当を目的にソーシャルボンド又はソーシャルローンにより行う資金調達
- ・サステナビリティファイナンス：調達資金の使途全体で、グリーン適格要件及びソーシャル適格要件を満たすファイナンス又はリファイナンスへの充当を目的にサステナビリティボンド又はサステナビリティローンにより行う資金調達

グリーン分野の適格クライテリア

分類	適格プロジェクト
再生可能エネルギー	以下再生可能エネルギーの発電・送電・蓄電施設の開発、建設及び運営事業。いずれも事業に必要な許認可の取得、法令に基づく環境影響評価の終了等を前提とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・風力発電 ・水力発電（大規模発電は改修工事・維持管理費のみ対象、中小水力は30MW未満を対象とする。） ・バイオマス発電（持続可能性が確認されたもの又は廃物由来であることが確認されたものに限る。） ・地熱発電
エネルギー効率化（省エネ設備）	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、省エネ性能の高い建築物の新築 ・事務所及び工場への省エネ性能の高い機器・設備の導入・改修 ・スマートグリッドに関する装置の開発・導入 （以下「グリーンビルディング」に該当するものは本カテゴリーから除外する）
グリーンビルディング	下記 - の第三者認証機関の上位2つの認証/再認証のいずれかを取得済若しくは今後取得予定の不動産 DBJ Green Building認証における5つ星又は4つ星 BELS認証における5つ星又は4つ星 CASBEE建築（新築）におけるSランク又はAランク LEED認証におけるPlatinum又はGold BREEAM認証におけるOutstanding又はExcellent

分類	適格プロジェクト
クリーンな輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車、燃料電池自動車等のエネルギー効率に優れた次世代自動車への投資（それらへのリプレイス、開発及び製造を含む。） ・次世代自動車に関連するインフラストラクチャーの整備 ・公共交通機関（化石燃料を使用するものを除く）及び鉄道の建設、運営、改修
汚染の防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラーエコノミーの実現に資する事業 ・廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電などの汚染防止・管理のための施設の開発、建設、運営に関する事業 ・汚染物質の排出を抑制する先進的な設備・技術の導入（削減効果が定量的に評価できることを前提とする。）
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・物流、鉄道、道路、港湾、民間不動産等における防災機能の強化（なお、耐震機能強化はこれに含まない）。 ・その他気候変動への適応事業への該当性は、環境省及び各地方自治体が定める気候変動適応計画に基づき判断する。

ソーシャル分野の適格クライテリア

適格プロジェクトは、資金使途が次に定める適格クライテリアの両方又はいずれか一方を満たすものとする。

プロジェクトそのものが特定の社会課題への対処又は軽減を目指すものであること

プロジェクトがある一定の対象となる人々に対するポジティブなアウトカムの達成を追求するものであること

分類	適格プロジェクト
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・医療技術、医薬品開発事業 等 事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス 対象とする人々：一般の人々
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・学童施設 事業区分：社会経済的向上とエンパワーメント 対象とする人々：子育て世代
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・認知症高齢者グループホーム ・介護老人保健施設 ・デイサービス施設 等 事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス 対象とする人々：高齢者
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者向けグループホーム ・障がい者のアクセシビリティ向上事業 等 事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス 対象とする人々：障がい者
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興関連資金供給等 事業区分：中小企業向け資金供給を通じた雇用創出及び雇用維持 対象とする人々：自然災害の罹災者、感染症の影響を受けた人々
感染症 (COVID-19)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症(COVID-19等)の症状緩和、拡大防止等に寄与する国内外の医療施設及び医療関連機器・製品製造会社 ・症状緩和や拡大防止に向けた検査、研究開発に寄与する製薬会社 事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備、必要不可欠なサービスへのアクセス 対象とする人々：一般の人々、感染症の影響を受けた人々

グリーン分野・ソーシャル分野共通の適格クライテリア

- ・調達した資金をリファイナンスに充当する場合、サステナビリティファイナンス等の発行日から遡って24ヵ月以内に当行からプロジェクトへの資金実行が行われたものであること（資金実行が分割実行の場合には最終資金実行日を基準とする）
 - ・プロジェクトが赤道原則（注10）の適用対象となる場合、プロジェクトはカテゴリ-B若しくはカテゴリ-Cに分類され、赤道原則を遵守して開発や運営が行われていること
 - ・プロジェクトは「グループESG経営ポリシー」に定める禁止取引に該当するものでないこと
- （注10）「赤道原則」とは、大規模開発を伴うプロジェクトに融資する際に、プロジェクトが環境や社会に十分配慮して実施されるかを確認するための、民間金融機関による枠組みのことをいい、2019年11月には、人権、気候変動、先住民の権利等の観点強化した第4版が採択されています。

2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

(1) 候補となるプロジェクトの選定を行うプロセス

調達した資金を充当する適格プロジェクトの選定に関しては、グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部が、本フレームワークに定める適格クライテリアを踏まえ、候補となるプロジェクト/融資を選定します。選定にあたっては、「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス評価」を取得した案件は取得していない案件に比べて優先的に候補となる場合があります。

グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部は、候補として選定したプロジェクトを所管するフロント関連部署に対し、候補プロジェクトを適格プロジェクトとして選定することを通知します。期限前弁済が予定されているなどの理由により、所管部署が適格プロジェクトからの除外を希望する場合には、当該プロジェクトを除いたものを候補プロジェクトとします。

(2) 候補プロジェクトについて本フレームワークへの適合性を確認するプロセス

サステナブルインパクト評価室は、上記「(1) 候補となるプロジェクトの選定を行うプロセス」で選定された候補プロジェクトについて、本フレームワークに定める適格クライテリアへの適合性及びグリーンボンド原則やソーシャルボンド原則等の外部基準に照らして国際的にもサステナビリティファイナンスの適格プロジェクトとして認められ得るかについて確認を行います。サステナブルインパクト評価室は、グループトレジャリー部、グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部に対し、確認結果を報告します。

グリーン性（環境改善効果）及び/又はソーシャル性（社会的便益）の確認

グリーン性の確認プロセス

グリーン分野のプロジェクトについて、本フレームワークに定める適格クライテリアへの適合性を確認する際に、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、グリーンボンドガイドライン2020年版及びグリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）等、国内外で指針となっている基準との整合性を取ることとし、プロジェクトに明確な環境改善効果が認められることを確認します。

ソーシャル性の確認プロセス

ソーシャル分野のプロジェクトの確認に際しては、ソーシャルボンド原則等、国内外で指針となっている外部基準との整合性を取ることとし、以下の事項を確認することにより、適格クライテリアへの適合性を確認します。

a. 候補プロジェクトの内容

候補プロジェクトについて、()プロジェクトの詳細（立地及び規模を含む基本的な性質及び特徴）、()プロジェクトの対象となる人々及びプロジェクトがもたらす便益の直接的又は間接的な裨益者（ひえきしゃ）、()プロジェクトの目的（プロジェクトが対処又は軽減を目指す社会的課題）を確認します。

本フレームワークに定める適格クライテリアへの適合性の確認に際しては、候補プロジェクトの対象となる人々が、大多数である他者との比較において社会的に不利な立場にある人、基本的サービスを十分に受けられていない人等であるかを検討します。ソーシャルプロジェクトとしての「対象となる人々」の妥当性は、ソーシャルボンド原則の例示を参考にしますが、社会的に不利な立場にある人及び基本的サービスを十分に受けられていない人々の定義はそれぞれの国又は地域の文脈によって異なることから、プロジェクトが対象とする国又は地域の社会的・経済的状況の実態を考慮し妥当性を確認するものとしします。

b. 社会課題との整合性

候補プロジェクトが、目指す社会課題への対処又は軽減に寄与するものであるか、また、プロジェクトがポジティブな社会的インパクトを生み出すかを確認するに当たっては、候補プロジェクトの影響が及ぶ社会における社会課題認識との整合性を確認することとします。社会課題を確認するために参照する資料の例としては、国連「持続的な開発目標（SDGs）」等の国際的に合意された目標、内閣府「SDGs アクションプラン」等のSDGsに関連する日本政府の施策及びその他官公庁が掲げる各種社会課題、各自治体版SDGs 施策、地域循環共生圏の取組み等が挙げられます。なお、社会課題は社会・経済構造等の環境によって変化するた

め、社会課題認識及び求められる社会的インパクトを確認するに当たっては、常に最新の情報を参照することとします。

c. 社会的インパクト

候補プロジェクトが実現しようとする社会的な目標(誰が、どのように便益を受けることができるのか)について確認を行います。また、発行期間に亘りプロジェクトが持続的に期待された社会的な便益を生み出しているかを評価しレポートニングができるかを確認するために、候補プロジェクトのパフォーマンス指標(アウトプット指標又はアウトカム指標)について検討します。なお、パフォーマンス指標は、可能な限り客観的かつ定量的な指標を用いることとしますが、一般的に社会的インパクトの定量化は困難な場合も多いため、定性的な指標を用いることも排除しないこととします。

プロジェクトに係るネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

本フレームワークへの適合性を判断する際には、候補プロジェクトが潜在的に環境・社会に与えるネガティブなインパクトの有無を評価することとし、潜在的に重大なリスクがある場合には、そのリスクに対して適切な緩和策が講じられており、本来プロジェクトにより期待されるポジティブなインパクト(本来の環境的・社会的便益)と比べ過大でないことについて確認を実施します。確認に際しては、原則として社内規程「赤道原則に係る運用手続」に定めるプロセスに準拠することとします。ネガティブなインパクトの評価項目は個別案件の性質に応じて検討するものとし、環境省から発行される各種ガイドライン並びに官公庁及び公的機関が定める環境影響評価に関する指針等を踏まえて項目を特定します。サステナブルインパクト評価室は、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会します。

a. 赤道原則適用対象案件

社内規程「赤道原則に係る運用手続」に則り付与されるカテゴリーがB若しくはCであること、また候補プロジェクトが赤道原則に準拠していることを確認します。

b. 赤道原則適用対象外案件

社内規程「赤道原則に係る運用手続」において、サステナブルインパクト評価室が環境・社会的リスク評価に使用する「適用チェックリスト」及び「業種別チェックリスト」や官公庁や業界団体から発行される各種ガイドライン等を参考として潜在的リスクを特定し、特定されたリスクに対するリスク緩和策の適切性を評価します。

「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス評価」を取得した案件の扱い

当行は、環境・社会課題の改善に資する事業へのファイナンスを一層推進することを目的に、2020年5月に資金の出し手としての「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス・フレームワーク」(以下、「運用フレームワーク」)を策定しています。これに基づくファイナンスを行うにあたっては、社内で一定の独立性を確保したサステナブルインパクト評価室が、対象となるファイナンスの資金使途や資金管理方法、プロジェクトの潜在的な環境・社会面への負の影響等を評価し、運用フレームワークへの適合性を確認しており、評価内容には本(1)に記載した事項が含まれます。そのため、運用フレームワークに基づき「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス評価」を取得済みのプロジェクト/融資については、本フレームワークに定める資金使途の適格クライテリアを満たすものとして取り扱います。

(3) 選定するプロジェクトの最終判断を行うプロセス

サステナビリティファイナンス等により調達する資金を充当する適格プロジェクトの最終判断は、グループトレジャリー部GM、グループ法人企画部長及びサステナブルインパクト推進部長を決裁権限者とし、

3 調達資金の管理

調達資金の管理は、グループ法人企画部及びグループトレジャリー部が残存期間にわたりこれを行います。グループ法人企画部は、当行の社内システムを使用してデータを取得し、適格グリーン及びソーシャルプロジェクトへの資金の充当状況を、少なくとも四半期に1回以上モニタリング及び追跡管理し、グループトレジャリー部、サステナブルインパクト推進部、及びグループ経営企画部宛に報告します。

なお、調達資金と紐づけていた資産の残高が、期限前弁済などにより減少し、未充当資金が発生することとなった場合には、速やかに未充当資金を新たな適格プロジェクトに充当することとし、上記「2 プロジェクトの評価及び選定プロセス」に則り新たな適格プロジェクトの選定を行います。また、グリーンファイナンス又はソーシャルファイナンスにより調達した資金の充当は各々の適格クライテリアを満たすように、サステナビリティファイナンスにより調達した資金の充当は再充当後の資金使途の全体でグリーン分野の適格クライテリア及びソーシャル分野の適格クライテリアを満たすように再充当します。

ただし、未充当資金が生じている場合、当行は未充当額と同額を、現金又は現金同等物、又は市場性のある証券にて管理します。

4 レポートニング

(1) 資金の充当状況に関するレポート

当行は、少なくとも全額が充当されるまで年1回に、また資金の充当状況に関する重大な変更が生じた場合には適時に、資金の充当状況をウェブサイト上で開示します。開示内容には、資金使途の対象となるプロジェクトの分類及び当該プロジェクト分類への充当金額を含みます。

(2) インパクト・レポート

当行は、当該ファイナンスで調達した資金が全額返済又は償還されるまでの間、毎年1回以上の頻度で、以下のインパクト・レポートにおけるパフォーマンス指標を含むインパクト・レポートを、ウェブサイト上で開示します。

グリーンプロジェクト

分類	インパクト・レポート指標例
再生可能エネルギー	・発電量実績 ・CO2排出削減相当量
エネルギー効率化 (省エネ設備)	・設備の概要、機器数 ・CO2排出削減相当量
グリーンビルディング	・対象物件のグリーン認証内容 ・CO2排出削減相当量 ・エネルギー効率
クリーンな輸送	・CO2排出削減相当量
汚染の防止と管理	・設備の概要(規模や機器数) ・汚染物質削減量 ・廃棄物処理量・廃棄物発生量の変化 ・リサイクル量
気候変動への適応	・適応策を講じることにより減少が見込まれる被害の内容

ソーシャルプロジェクト

分類	アウトプット指標例	アウトカム指標例	インパクト指標例 (定性指標)
医療	・対象施設や設備の種別や規模(病床数等) ・対象となる人々	・稼働にかかる情報 ・サービスを受ける人数	プロジェクトの実施により期待されるSDGsや国・地域の目標への貢献
子ども	・対象施設の種別や規模(定員数等) ・対象となる人々	・稼働にかかる情報 ・サービスを受ける人数	
高齢者	・対象施設の種別や規模(居室数、定員数等) ・対象となる人々	・稼働にかかる情報 ・サービスを受ける人数 ・在宅復帰、在宅療養支援等にかかる情報	
障がい者	・対象施設の種別や規模(居室数、定員数等) ・対象となる人々	・稼働にかかる情報 ・サービスを受ける人数	
災害対応	・投融資件数 ・支援企業数	・創出、維持された雇用者数	

分類	アウトプット指標例	アウトカム指標例	インパクト指標例 (定性指標)
感染症 (COVID-19)	・投融資件数 ・支援企業数 ・対象施設や設備の種類や規模	・ワクチン等の供給数、開発件数、製造機器数	

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】**第1【公開買付け又は株式交付の概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付
子会社との重要な契約）】**

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期 第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
2020年8月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期 第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
2020年11月19日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期 第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年3月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月19日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2021年3月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2021年3月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、一定の前提（仮定）に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社新生銀行本店

（東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号）

株式会社新生銀行大阪支店

（大阪市北区小松原町2番4号）

株式会社新生銀行名古屋支店

（名古屋市中村区名駅三丁目28番12号）

株式会社新生銀行大宮支店

（さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1）

株式会社新生銀行柏支店

（千葉県柏市柏一丁目4番3号）

株式会社新生銀行横浜支店

（横浜市西区南幸一丁目1番1号）

株式会社新生銀行神戸支店

（神戸市中央区三宮町三丁目7番6号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。